

認可特定保険業者等に関する命令案の概要

1. 特定保険業の認可関係

(1) 特定保険業を行っていた者と密接な関係を有する者の意義

保険業法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 38 号。以下「平成 17 年改正法」という。）の公布の際現に特定保険業を行っていた者（以下「旧特定保険業者」という。）と密接な関係を有する者として、申請者の目的及び役員構成等に照らして旧特定保険業者と実質的に同一と認められる一般社団法人又は一般財団法人を定める。[第 2 条関係]

(2) 認可申請書の添付書類

平成 17 年改正法に定める認可申請書の添付書類のほか、登記事項証明書、三事業年度の事業計画書、最終の貸借対照表・損益計算書、社員又は設立者及び評議員の名簿等を定める。[第 4 条関係]

(3) 特定保険業の実質的同一性を明らかにするために必要な事項

平成 17 年改正法附則第 2 条第 7 項第 2 号の基準に適合することを明らかにするために必要な事項として、認可申請者等が平成 17 年改正法の公布の際現に行っていた特定保険業に係る保険の種類、保険契約者の範囲、被保険者又は保険の目的の範囲及び保険金の支払事由を定める。[第 5 条関係]

(4) 事業方法書等の記載事項等

事業方法書等に記載すべき事項として、保険の種類、保険契約者の範囲、被保険者又は保険の目的の範囲並びに保険金額及び保険期間に関する事項等を定めるとともに、その審査基準を定める。[第 7 条～第 9 条、第 12 条、第 13 条関係]

(5) 財産的基礎に係る審査基準

財産的基礎に係る審査基準として、純資産額が 1,000 万円以上であること、又はできる限り早期に純資産額を 1,000 万円以上とすることを目的とし、そのために必要と見込まれる措置を適切に講ずるものであること等の要件に適合する計画を有しており、かつ当該計画の達成が見込まれること、のいずれかに該当することを定める。[第 11 条関係]

2. 業務関係

(1) 資産運用の方法

資産運用の方法として、有価証券（国債、地方債、上場株式会社が発行する社債・株式等）の取得、預貯金、一定の金銭信託、生命保険契約の締結及びその他行政庁の承認を受けた方法等を定める。[第 22 条関係]

(2) 業務運営に関する措置

業務の健全かつ適切な運営を確保するために講ずべき措置として、その業務に係る重要事項の顧客への説明、その業務に関して取得した顧客に関する情報の適正な取扱い、その業務を第三者に委託する場合における当該業務の適切な遂行等の措置を定める。[第 23 条～第 32 条関係]

(3) 保険代理業

行政庁の承認を受けないで行うことができる保険代理業について、その範囲を定める。[第 61 条、第 62 条]

3. 経理等関係

(1) 開示書類

保険契約者等の縦覧に供する説明書類について、その記載事項等を定める。[第 34 条～第 36 条関係]

(2) 契約者配当

契約者配当及び契約者配当準備金について、その基準を定める。[第 38 条、第 39 条関係]

(3) 価格変動準備金

価格変動準備金の対象資産及びその積立基準等を定める。[第 40 条～第 42 条関係]

(4) 責任準備金等

責任準備金及び支払備金について、その積立てに関する基準等を定める。[第 43 条～第 46 条関係]

(5) 保険計理人の選任等

保険計理人の選任を要しない認可特定保険業者の要件として、保険料積立金の積立てを要する長期の保険を引き受けないこと等を定めるとともに、保険計理人の関与事項、資格要件、確認業務等を定める。[第 49 条～第 56 条関係]

4. 募集関係

保険契約の締結又は保険募集に関する禁止行為として、法定された一定の行為の禁止を免れる行為等を定める。[第 96 条関係]

5. 施行期日等

(1) 施行期日

施行期日は、保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（平成 22 年法律第 51 号）の施行の日とする。

(2) その他

保険契約の包括移転、事業の譲渡又は譲受け、業務及び財産の管理の委託、解散、合併及び清算に関する制度の細目のほか、他業を行う場合の承認申請手続その他の申請に係る手続、書類の提出の手続、届出事項等について、所要の規定を定める。